

アメリカ植民時代における

教育の公共維持の発達

教育行政学研究室

神 山 正 弘

The Evolution of Public Support of Education in Colonial America.

The aim of this study is, first to trace the various methods through which the town schools in colonial Massachusetts were supported, and second to point out the main character after support by general taxation had become common.

In the matter of school support, the English methods were not suited to the social and economic conditions of the early colony. Community as a whole supported its town school.

A more and more public money was devoted to fostering of education, it was natural that the people should desire to control and supervise the schools to which such money was given, on this point, town of Boston was distinguished from the other.

But, as Bailin emphasized, it was not the origin of the American public school system (the state school system.)

I 問題の所在

教育の公共維持(public support)原則は公共統制(public control)と並んでアメリカ公教育制度の組織原理とされている。社会における教育機能が定型化された教育(formal education)として成立する過程は同時に私事をこえる何らかの公共の理念、教育を公共の問題(public concernment)とみる理念の成立の過程でもあった。

アメリカの初期社会(植民時代)に成立する“フリースクール”、“パブリックスクール”と呼ばれた学校は成立当時からタウンの主宰する学校(town-sponsored school)であり、維持の点からみればイギリス本国のように私的な寄付(private donation)による基本財産をもとに新興の中産階級の私事の共同化として成立し、国家からの自由、自律(autonomy)を確立した学校(endowed school)とは異った組織化のコースを歩んだ。すなわちタウンの共同社会を前提に公的に維持され、公的に統制される学校であり、教育の自律よりもタウン住民の直接的な統制、規律の下におかれた学校であった。

学校類型からみれば近代以前のそれに属する。すなわ

ち学校体系は複線型であり、教育の内容は各邦の法令によって固定され、設置も義務づけられていた。それが植民時代の社会的特質に根ざしていたことはいうまでもない。カーティ(Curti, M.)は次のようにその本質を指摘している。

「宗教的信条の保存および現在の経済社会秩序の維持のための道具という植民期の学校概念は旧世界の伝統、実践にもとづいている。(中略)体制化された宗教、社会の階級的構造が学校の性格を規定した二大要因であり、しかもそれらは緊密に結びついていたのである。」⁽¹⁾

植民時代の後半(18世紀)に入り、タウンスクールは変質衰退する。一方で私立学校が発展するが他方で各所で抵抗、ボイコットの人民の反抗が相次ぎ独立革命以前に全く衰退してしまうのである。衰退の要因については二つの見解が成り立つ。第1はタウンスクールを支えていた宗教と教育の実体的理念的結合が弱まり、ピューリタン神聖政治がその支配権力を失なったこと、第二には資本主義的商品生産の普及に伴う功利主義的社会、教育観が確立し、タウンスクールがもはや時代の教育要求に即応しなくなったことがあげられる⁽²⁾。

従って植民時代の教育制度（ニューイングランドを主とするタウンスクールシステム）は近代的な公教育制度の始まりではない。それは大橋精夫氏も指摘するようにタウンの教育的努力の衰退ないしは放棄の後に出現するものである。氏はカバリー（Cubberley E. P.）のアメリカ州立パブリック・スクール・システムの基礎という評価に反対して次のように述べている。

「ニューイングランドの教育制度は民主主義の否認の上に形成された社会の必要によって作り出されたものである。これに反して、アメリカの公教育制度は、アメリカが民主共和国として成長しつつあった時期にかような国家の必要に基いて形成されたものである。」⁽³⁾ アメリカの教育行財政史の研究においては大橋氏とは反対に植民期の教育制度、とりわけタウンを土台とする公共的な維持、統制の営為をアメリカ的な公教育の始源と見て、植民期の終りから建国期へ連続する学区(school district)の成立から19世紀の公教育の発展をとらえてきた。宮沢康人氏が明らかにしたように⁽⁴⁾教育史の分野でもカバリー、モンロー（Monroe, P.）らの植民期教育研究、とりわけ以上に述べたような公教育発達の評価に対してベイリン（Baylin, B.）らの批判、仮説が提示され、クレミン（Cremin, L. A.）の著作『アメリカの教育——植民時代の経験：1607～1783』（1970）が出版されるなど科学的な研究が前進している。

ベイリン、クレミンの研究で指摘されていることであるが、カバリー、モンローらの公教育制度発達の評価は公共統制、公共維持の形式にこだわり、そこにおける国家と教育の関係の歴史的規定性を無視したがために「公教育」における矛盾を素通りしてしまう結果を生んだ。だがそれは根本的には20世紀初頭の支配的な理念の反映であり、研究方法上の特殊な課題意識に起因するものであった。

ベイリンはそれを「教育の公共性」という視点であったと述べ、次のように分析している。

「彼らの時代にあっては、その全精力を傾注させ、その視座を構築させたのは教育の公共性という見地であった。すなわち“パブリック”か“プライベート”かという視点、さらに平等化をおしすすめ、保護を加える機関としての国家が公費で維持し、公的に統制される学校（publicly supported, publicly controled）によって民主主義の実現のための教育水準を確保するのであると。」⁽⁵⁾

公共の福祉の体现者としての国家が教育の機会を保障し、個人の福祉と社会の進歩を推進していくという20世紀の支配的な公教育観は資本主義社会の発展と個人の発

達と調和するものと考え、さらに機能的国家観に支えられて全面的な国家介入を用意するものであった。このような公教育観から必然的に植民時代のタウンスクールシステムが美化され、その先行形態として叙述されることになる。マーチン（Martin, G. H.）のマサチューセッツ邦1647年教育令の評価はカバリーもそのまま承認しているようにその典型とみなしてよい。マーチンはこの教育令の原理を次の六点にまとめている。

「1. 子弟のすべてのものの教育（universal education）は国家（the State）の安寧（wellbeing）にとって不可欠である。

2. この教育を提供する義務は第一次的にその親にある。

3. 国家はこの義務を強制する権限を有する。

4. 国家は教育の種類、その内容的基準を決定することができる。

5. 一般税（general tax）によって計上される公費（public money）は国家が必要とする教育を提供するために使用できる。

6. 初等より上の教育も国家によって提供できる。大学進学を希望する子弟に対しては公費によってその機会が提供されねばならない⁽⁶⁾。

このような評価はそのまま20世紀の州教育制度にもあてはまるだろう。

では植民期のタウンスクールの公共統制、公共維持はどのように把握分析すべきであろうか。われわれはベイリンの提起した仮説の検討から始めよう。クレミンは前述の教育史研究の文献解題でベイリンの小冊子『アメリカ社会の形成における教育』をとりあげ、そこで展開されている仮説に完全な同意を表明している。クレミンのまとめによればベイリンの植民期教育史像（仮説）は次の五点から成っている。

「(1) 家族の性格と構成の急激な変化に伴い定型化された教育（formal education）は植民地において新しい文化的課題を担うことになった。

(2) 豊かで広大な土地や労働の不足により徒弟制はその伝統的教育機能を急速に喪失した。

(3) インディアンをキリスト教に改宗させようとする頭初の努力は、文化的同化の機関としての新しい役割を学校に導入するものであった。

(4) 教育の公共維持は理念的原理（ideological principles）に由来するものではなく、私的な富の十分な余剰（surplus private wealth）のはなはだしい不足に由来するものであった。

(5) 18世紀に入りアメリカの教育は根本的に変貌を

とげたが、それは植民地の社会的経済的および宗教的生活の巨大な変化の一部としてのみ理解できるのであり、この変化が後代の公共学校運動 (public school movement) の発生であって初期のピューリタン教育令ではない。」⁽⁷⁾

ベイリンはまた公共維持の特質については次のような評価にたっている。

「中部コロニー、南部、ニューイングランドにおいて、学校の維持さらにカレッジの維持すらもが安定した投資からの自動的な成果からではなく、税金の形であれ、個人、家庭、地域社会からの付与の形であれ、くり返しおこなわれる寄付金 (current donation) に依存することになった。(中略) アメリカ教育史において租税に重大な意義を与えたのはそれが植民期教育財政の他の形態とともに共有したこの特徴であって、その公共的側面ではない。」⁽⁸⁾

こうした評価は植民期教育財政を「基本財産の経済」(economics of endowment) とみる方法を用意することになる。ベイリンはこの見地から教育維持のアメリカの特質を明らかにできるという。

「イギリス本国に匹敵するような基本財産を創出し、これを利潤があがるように維持することは大きくかつ予期しない困難にままわれた。この困難を部分的にでも打開する手段、財政的方策として地域社会からの寄付 (community donation) の確立は不可避であった。」⁽⁹⁾

確かに植民地における教育の維持形態はベイリンの指摘している通りであるが、それを寄付金による維持と単純に総括して租税による公的維持をもそのなかに組みこむことには問題がある。ベイリンも植民地の教育維持の本質は“公私経済の混合” (blending of “public” and “private” financing) というのであるが、この場合のパブリック概念はカバリー、モンローらと同じく政府による (governmental) という意味である。だが現実には地域を主体とした寄付 (community donation) だったのであり、植民地政府の支出する公費ではない。

従って問題は教育の公共化、公的維持における国家の位置の究明の問題であり、具体的には地域社会の歴史的性格とそこにおける教育の公共概念が明らかにされ、その特定の歴史的特質が究明されねばならない。クレミンは教育を公共の問題 (public concernment) とする公教育思想、理念の存在をタウンスクールに見いだしている。具体的には教育 (schooling) が第一に宗教性 (piety)、市民性 (civility)、教養 (learning) の前進のために全般的に利用されるべきだという理念、第二には教育は社会の一体化 (uniformity) 促進の道具であるという理念であ

る⁽¹⁰⁾。

このようにイギリス本国の特許状にもとづく植民地の社会は土地所有者を主体とする教育の公共化を促進したが、それは彼らの社会秩序保持の手段でありその限りで公共化の基礎を有していたのである。アメリカの初期 (国家独立以前の国家——独立していない半国家) はこのようなタウンの教育の公共化の営為を法的、権力的に保障し、促進するものであった。こうした公共化は今日の意味での「私事の組織化としての公」ではない。というのはこの場合には公私の断絶が前提されているのに対し、アメリカ植民社会においてはいわば「私事の総和としての公」であって非連続の意識はない。だがそれはアメリカ的公共概念の特質として保存され、先にみたように20世紀公教育のイデオロギー的支柱となっているのである。

植民地社会における土地所有者層 (free holders) の以上の意味における共同体的な教育の公共化はブルジョア的なものである。それはイギリスに比べ土地保有の比較的容易な段階においてはそれなりの社会的根拠を有していた。だが植民地階級社会の資本主義的なそれへの発展 (農民層の分解、賃労働者の創出) につれて衰退、変質を迫られるのであるが、それは非自由民 (non freemen) 層の教育要求組織化の歴史的前提であった。18世紀中葉の巡回学校 (moving school)、分割学校 (divided school) の成立は地方的でかつ民衆的な教育維持、統制の形態の下においてであった。

資本主義的階級社会はこのような地方的民衆的教育組織の形態を時代おくれのものとし新たな形で再編せねばならなかった。ホーレス・マン、ヘンリー・バーナードらの名前とともに知られる公共学校運動がそれである。

本稿ではマサチューセッツ邦を対象を限定し教育の公共維持の成立と展開を分析するものである。

II 植民地社会の教育の構造

1. 教育の親義務とその共同化

17世紀の植民の開始は共同入植であり、それはタウンとしての共同体的社会の確立であった。植民地社会の初期における教育と学校はどのような位置にあったのだろうか。われわれはマサチューセッツ湾コロニーにおける1642年令、1647年令の検討を通じてその構造を明らかにしよう。

1542年の教育令 (Massachusetts school Law of 1642) は広義の家庭における教育義務を課したものであった。しかしそれは事新しく両親の義務を掲げたわけではな

く、いわば当時の自明の慣行を法的に強制するものであった。この法令は四つの柱から成りたっている。それらを列挙すれば以下の通りである。

(1) 両親および親方のその子弟に対して「共和国に裨益するような学問、労働およびその他の仕事に向かって子どもたちを訓練する」ことを義務化し、その怠慢を罪悪とみなし告発すること。

(2) タウンの当局者はこの罪悪の矯正の責任を負い、両親、親方に対する監督権をもつこと、

(3) そのために罰金を課する権限、さらに子どもの強制的隔離の権限を当局者に与えること、

(4) 両親、親方はその子弟に対して宗教の原理及び国の基本法を読み理解する能力を身につけさせること⁽¹¹⁾。

クレミンはこの法令が17世紀主流になってきた家庭教育主義 (household education) の立場にたち、イギリス本国との違いは牧師にかわって行政委員 (selectmen) が監督することになった点であるという。すなわち「この法は教育それ自体の価値の肯定にとどまらない。それはコロニーの政治的経済的自立増強への強烈な法的営為の一部である。重要なことはチュードル期の多様な国王の干渉下で牧師に保持されていた家庭教育の奨励、監督が今や行政委員に移ったことである。」⁽¹²⁾と。

いわゆるエリザベス立法のうち、1563年の「職人法」 (the Statute of Artificers of 1563) は国家の制度として12歳から60歳までの就業を強制し、1601年の「救貧法」 (the Poor Law of 1601) は7年間の徒弟期間を強制したものであった。これらの法令が国内労働市場の確保と社会政策 (貧困、失業、浮浪民対策等) であることは明白であるが、同時にそれは社会統制の機関でありかつ社会移動の機関でもあった。

クレミンはこのイギリスの二つの法令の教育的意義について、前者が教育機関としての家庭の優位性を確定し、後者はこの家庭に対する付加物の必要性を認め、その一方の代理者としてのワーク・ハウスの形態を認め、他方で新興の商人、ジェントリーの自前の教育を促進するものとなったという。

「新興の商人、ジェントリーの家庭は学校カレッジのための資金を集めた。それは教育に対する家庭の関与の否認ではなく、むしろその関与の積極的肯定にもとづくものである。……当時は教育に対する家庭責任の拡大の時期であったが、それはまた教育の施設がつくられた時期でもあった。この二つの現象は補完的なものであって相互に矛盾するものではない。」⁽¹³⁾

植民地全体をとってみればこの二つの傾向は明らかで

あろう。ニューイングランドではデймスクール (dame school) が、南部ではペティスクール (petty school) が夫々家庭教育の延長としてこれを補完した。ではこれらの学校は歴史的タイプとして新興の中産階級を主体としたものか、それとも一般大衆の教育の機関のどちらに属するものだろうか。又、1647年令で規定される学校は、タウンの学校であるが、それはこのどちらの系譜に連なるものだろうか。カーティ (Curti, M.) は、植民地の学校は (a) endowed public school と (b) charity school (dame school, petty school) の二重構造を成したと指摘している⁽¹⁴⁾。

だとすれば、それはタウンスクールの体系の中で二重構造を成していたのか、あるいはどちらかがタウンスクールから除外されていたことを示すのだろうか。われわれはこの事をタウンに学校の設置を義務づけた1647年令の検討によって解明せねばならない。

2. 教育の構造

1947年教育令はタウンの学校設置義務とともにその学校の種類も確定した。その主要部分を引用しよう。

「管内のタウンは、それが50世帯に増加した時には直ちにそのタウンにおいて読み書きを習おうとするすべての子どもたちに一名の教師を任命せねばならない。その給与はタウンの重要事項を処理する人々の多数決にしたがって、子どもの両親または親方によって支払われるか、あるいは住民によってその全部又は一部が支払われねばならない。ただしその子どもを就学させるものが他のタウンよりも多く支払うことのないようにすべきである。さらに次のごとく命ずる。100家族あるいは100世帯に増加したタウンは一校のグラマースクールを設置せねばならず、その教師は青少年を大学入学資格をもつ程度にまで教授しうるものでなければならない。この命令の履行を怠ること一年以上に及ぶタウンは、それを履行するまで隣接の学校に五ポンドを支払わねばならない。」⁽¹⁵⁾

設置されるべき学校はグラマースクール (Latin Grammar school) とライテングスクール (writing school) であった。グラマースクールはラテン語、ギリシャ語などの古典語の文法教育を中心とした人文主義の中等学校であり、大学への準備教育の機関であった。特徴的な事はこの学校の設置は47年令以前から各タウンで進行していたことである。

スモール (Small, W. H.) の『初期ニューイングランド学校史』では47年までに7校のグラマースクールの存在が明らかにされているが⁽¹⁶⁾、クレミンもそのうちの6

校までは同じく確認している⁽¹⁷⁾。さらにスモールによれば1700年までに成立した81タウン中27のタウンがグラマースクールを設置し、その他に7タウンでの設置が推定されている。これは1765年のマサチューセッツ邦センサスの時点におけるタウン数とその規模（全タウン数 184, 1000人以上の居住者をもつタウン数81）の比率からすれば100世帯以上のタウンの殆んどがグラマースクールを設置していたと判断される⁽¹⁸⁾。

他方ライティングスクールはどのように発展したのだろうか。クレミンはマーフィの研究を引用しながら、47年令制定後の10年間に、50世帯以上のタウンで学校を設置したのは三分の一にすぎなかったと述べている⁽¹⁸⁾。ライティングスクールは読み書き及びカテキズムを中心とする初等レベルの学校であるが、グラマースクールと階梯制になっていたのではない。それは dame school の系譜であって、初期の私的な dame school (private neighborhood dame school) からタウンの公庫からの若干の援助を受けつつも主要には授業料に依存する semi-public dame school を経て通例夏季のみに開設される real public dame school がそれである。この学校は18世紀に入ってから普及し始め、ボストン(1684)、ニューベリー(1694)、セーラム(1729)、チャールスタウン(1712)、マープランド(1700)となっている。

17世紀においては以上のようにグラマースクールの設置が先行し、それを私立の dame school が補完していたのであるが、それらは起源からみても全く別種の学校であり、カーティのいうように二重構造を成していたと結論できよう。18世紀に入り、一方では dame school が公共化され一つのタウンスクールシステムの中に2つの学校が存在するようになる一方、他方ではこのタウンスクールの外で初等、中等レベルの私立学校が発展し、さらにこの影響の下にグラマースクールは衰退ないしは変質(English Grammar school 化、又は general school 化)を迫られるのである。18世紀は国家の強制するグラマースクールの設置に対する下からの反抗の歴史とみることができよう。

ボストンは1720年までには2つのグラマースクール、3つのライティングスクールを設置していた。双方とも入学資格は同一であり、7～8歳の男児で読み方のできるものであった。ライティングスクールは1684年に始めて開設されるがその内容は綴り(spelling)読み方(reading)、書き方(writing)、算数(arithmetic)および教義問答書(catechism)であった。1719年行政委員会はライティングスクールの教師に対して次のような指示を議決している。それは以下の5項目から成っていた。

- (1) 朝夕の祈りは学校で行うべきこと
- (2) 神の言葉は朝夕生徒によって朗読さるべきこと
- (3) 生徒は毎土曜教義問答集会(the Assemblies Catechism)の後にその信仰について試問さるべきこと
- (4) 正しい綴字のために適切な時間が確保さるべきこと
- (5) 通常の校時が適正に遂行されるべきこと⁽¹⁹⁾。

さらにシーボルト(Seybolt, R. F.)の作成した在籍生徒分布によればライティングスクールの生徒増は18世紀中葉において著しい。これは私立学校、とりわけ中等レベルの私立学校の実態の土台をなすものである。

タウンスクールが伝統的保守的な枠組みの下で設立初からの内容、方法を革新できないでいたのに対し、私立学校は大衆の教育要求に敏感にこたえ発展していった。シーボルトはその発展を次のように特徴づけている。

「教育機会の拡大において私立学校は独自の役割を果たした。それらは自由に設立され又、カリキュラム、方法の改善に実効ある思想をただちに実際に移した。教師たちは自らの生計を維持するために時代の要求に機敏にこたえた。そのような自由や意欲はタウンスクールの教師には与えられていなかった。」⁽²⁰⁾

47年令は17世紀から18世紀へと発展する植民地マサチューセッツの学校教育の土台を形成した。それは17世紀においてはタウン入植者の共同体的な規制と宗教的な国家秩序の確立の要求にみあって、グラマースクールを中心にタウンスクール制度の発達を促したといえよう。だがそれは経済の未発達と聖書民国的共同体秩序を前提としたものであった。

18世紀に入り、グラマースクールはスモールも指摘するように「法律の強制によって存続したのであって人民の意思によって存続したのではなかった。」⁽²¹⁾このことは罰金が頭初の5ポンドから10ポンドになり、さらに200家族をこえる場合に20ポンドと増額され、告訴がひん発したことからも推定できよう。

III 教育の公共維持の形態

1. 1647年令の維持の構造

維持の観点からこの法令をみると、それは、(1)タウンおよびタウンシップに学校の設置、維持を義務づけ、(2)維持の主体は子弟の両親、親方、あるいは全住民と規定するのみでその選択はタウンにまかせ、(3)維持の方法についても住民全体の負担(in general)、又はその一部(by

way of supply)としてタウンの任意にまかせていることの三点が指摘できよう⁽²²⁾。

これらの特質は第一に法令制定以前の各タウンの慣行の確定にすぎない。アップデグラフ (updegraff, H.) はこの時期の維持の可能な形態として次の五つをあげている。それは、(1)未配分の土地の賃貸又は売却からの収入、(2)基本財産の寄贈 (endow ment)、(3)授業料、(4)寄付 (contribution)、(5)賦課 (rate) である⁽²³⁾。これらのうち中心的地位を占めるのは寄付であり、これに授業料、又は土地からの収益が併用されている。

デッドハム (Dedham) では1642年のタウン総会で教会とフリースクールのために40エーカー以上60エーカー以下の土地を留保することを決定し、ついで1644年のタウン総会で次のように維持制度を発展させている。

「住民は子どもの教育の手段を提供することの必要性にかんがみ、一致した意思をもって当タウンにおけるフリースクールの設置に着手する計画を促進することを票決し宣言する。そして当タウンにフリースクールの維持するための教師の維持のために20ポンドを計上すること、さらに上記20ポンドおよびタウンが以前に公共の利用のために留保した土地を被選出の理事者 (Feeofees) に信託し、それらの利用をはかることを議決確認する。土地からの収益 (profits) が計上されるのに応じて各人は前もって自発的に寄付した20ポンドから (各自の寄付に) 比例してさしひかれるものとする。なお上記理事者は土地の改良に必要な経費のために賦課を作成する権限を有する。理事者はタウンおよびその信託者に対して会計報告をするものとする。」⁽²⁴⁾

ここでは明らかに形式は自発的寄付 (voluntary contribution) であるが、それがタウン総会での全員一致の決議であり、法的強制力はないが実質的には強制的な寄付 (compulsory) とみてよい。

ボストンでは1635年にフリースクールの設置をタウンで決定しているが翌1636年に45名の富裕な住民が集会を開き、そこで40ポンドをこえる資金を寄付することが決議された。この集会は general meeting と称されているがタウンの総会ではない。

第二の特質は、この法令が公務の全住民負担原則を定めた1634年令と同一の方法にたっていることである。それは他面で学校維持がタウン全住民の公務として明示されたということである。1634年令はすべての公共的負担 (public charges) [のために全住民がその資産、労力を提供する義務を定めたものであるが、これによって住民は強制的に学校維持のための賦課 (スクールレイト、又はサプライ) を課せられることになった。さらに1638年令

は受益者負担原則すなわち住民が受益するところの負担に責任を負うことを規定していたから、この法令の下では授業料負担がすべての学齢児童又は就学児童に課せられることになっていた。

このように47年令は一方で全住民に課するタウンレイトによる維持と他方で授業料負担を含意していた。後にみるようにタウンレイトは強制的寄付の直接的な発展形態であり、授業料 (tuition, tuition tax) は両親、親方が負担する寄付の発展形態である。従ってこの段階では何らの無償制の保障は存在しえない。

レイト (rate) は住民が負担する租税の単純な形態であり、それは各人の私有財産に依拠していた。1646年植民地議会 (general court) はコロニーすなわち“カントリー”の事業の遂行に必要な賦課として評価額20シリングに対し1ペニーと固定した。この賦課率は1655年までは変化がなく、この年に $1\frac{1}{4}$ レイトになり、その後1676年には16レートとなった。また議会は1649年16歳以上のすべての男子に対し20ペンスの人頭税を課し、これもその後加増され、総じて住民にとっては重税であった。この二項目がいわゆるカントリーレイト (country rate) を成し、その支払いがカントリーペイ (country pay) であって生産物、動産等の物納も認め、金納は三分の一から二分の一までの減免があった。

このように賦課金はタウン住民に課される租税であり、それは、①カントリーレイト、②教会維持のレイト、③タウンレイトに分れていた。1678年のウォータータウンに例をとれば次の通りである⁽²⁵⁾。

	ポンド	シリング	ペンス
(1) カントリーレイト	145	—12	—03
(2) 教会牧師の維持のレイト	142	—18	—00
(3) タウンレイト	91	—8	—01

タウンレイトの支出費目はタウンの共同の事業毎に明示されたのであるが、その徴収は一括しておこなわれた。従ってスクールレイトという場合も19世紀に発達する教育税とは異なり、独立したものではない。正確には学校のためのタウンレイト (town rate for schools) であるが、それは二種類に分れ、一つは教師給与の全額又は定額の負担、今一つは生徒の支払いによっても不足する教師給与の不足額をタウンレイトで補完する形態、通常後者をサプライ (supply) と呼んでいた。この実例はブレイントリー (Braintree) の記録に見ることができる。

「タウンランドの賃貸料および生徒への頭割り金 (head money) が教師の給与に不足する部分はタウンの全住民に対し均等に比例するタウンレイトによって

計上される。』⁽²⁶⁾

授業料 (tuition, tuition rates, tuition charges, tuition taxes) についても二種類存在した。すなわち、(1)学齢児童あるいは就学児童によって支払われる定額、(2)定額のタウンレイトの不足を補完するための不定額であった。表3にもある通りタウンレイトは一六五〇年ブレインツリーを始めとして1~17世紀末にかけて各タウンで採用されている。だが、それは今見たように授業料負担を伴い、又グラマースクールの維持のためであった。

2. 公共維持の形態

学校維持費の大半を占めるのは教師の給与であったが、各タウンは毎年タウンの総会を開き、学校のその年における開設を決議し、維持額とその方法を決定していた。われわれはいくつかのタウンの教育維持の営為の分析を通して、維持費の共同化がどのように組織され、そこで学校と社会がどのように結びつけられてとらえていたかを分析するつもりである。

ブレインツリー (Braintree) では 1688年にタウンスクールの維持を次のように定めている。

「当タウンは学校ランドを設立し、そこからの各年の収益を教師の給与にあてること、さらに児童が支払う額に加えて20ポンドを計上すること。』⁽²⁷⁾

1679年には教師の給与を30ポンドに引きあげたがその維持方法には変化がない。1681年には土地賃貸料が15ポンドあったためにタウンレイトは15ポンドにおさえられている。他方授業料は1670年には一期 (クォーター) につき1シリングであり1701年のタウンの決議では次のように引きあげられている。

「ブレインツリーの住民は定期的に会合し教師の確保、その給与および支払方法について次のように決議した。

(1) 土地の賃貸収入は教師の給与の一部としてひきつづき充当すること

(2) 生徒の両親または親方はその生徒数に応じて1年に5シリング、又はその一部を学校維持のためにタウン公庫に納入すること。

(3) 他のタウンの居住者にして在学するものは一年間に20シリングまたはその一部をタウン公庫に納入すること。当タウンにおいて児童を就学させながら支払不可能なものは行政委員の認可の下にその一部または全部を猶予できる。

(4) 土地収入および生徒の人頭税をもっても不足する教師給与額はタウンの住民に対して均等に割り当てられるタウンレイトから計上される。』⁽²⁸⁾

これは1647は年令に明示されている学校維持の最も典型的な実例といえよう。

デッドハム (Dedham) の1651年のタウン記録には1647年法とは異った維持の形態がみられる。そこではまずタウン総会で学校の継続と維持を今後7年間おこなうことを決議し、さらに教師の給与は年20ポンドとし、タウンの公庫 (town stock) から全額負担することが決定されている。そして5人の住民に対してこの20ポンドの計上の方法について提案することが委任された。他方行政委員はこの決議後、その会議で教師給与の計上方法について決定をしているがその内容は以下の通りとなっている。

(1) 4歳から14歳までの男子および徒弟をもつタウンの住民は、その子どもが当タウンに居住している限り毎年5シリングを現金で各自が教師に支払わねばならない。

(2) それらの額が20ポンドに達しない場合、その不足額は通常の方法にもとずいて資産に課される賦課によって計上される。

(3) これらの額は今後7年の間、1年に2回半額ずつ支給される。』⁽²⁹⁾

行政委員会議のこの決定がタウン総会で承認されたのかどうか確認されてはいない。だが賦課の方法の決定は1647年令では行政委員の権限とされており、この制度は存続したと推定できよう。1685年の同タウンの決議ではタウン公庫からの支出が増大するとともに、タウンの拡張に伴う矛盾が反映している。つまりタウンの公費への依存の度合は一方で無償化への前進であるが他方では学校教育の受益の不均等の問題が生じてくる。この決議は次のように負担に格差をつけている。

(1) 学校経費の半額は学校に近いか遠いかにかわらず住民の賦課しうる資産から計上される。

(2) 学校から1 $\frac{1}{4}$ マイル以内に居住し、男子児童をもつものは、その児童数に応じてその子どもの6歳から12歳の期間、毎年5シリングを支払わねばならない。

(3) 学校から1 $\frac{1}{4}$ マイル以上2.5マイル以内に居住するものはその男児の7歳から12歳の期間2シリング6ペンスを支払うものとする。

(4) グラマースクールの生徒は、1 $\frac{1}{4}$ マイル以内に居住するイングリッシュスクールの生徒よりも1人につき5シリング多く賦課される。

(5) 学校から2.5マイル以上離れて居住する住民は学校に関するすべての賦課から解放される。但し就学するものは1 $\frac{1}{4}$ マイル以内のものと同額を徴収される。

(6) 学校経費の半額は上記の配分規則にもとずき生

徒個々から徴収されるものとする⁽³⁰⁾。

ここには明らかに二つの方向性が看取できよう。一つは2.5マイル以内に居住する子弟には就学の有無にかかわらず賦課されたこと（強制的な授業料負担——tuition rate）は、タウン全住民による学校費の半額負担（定額のサプライ）とともにタウンの公費（town stock）のみによる維持へ向う過渡期を示している。二つめは2.5マイル以遠のものへの賦課、授業料の免除は18世紀に入り一般化する巡回学校（moving school）、分割学校（divided school）への現実的な背景を成すが、基本的には受益者負担原則の当然の帰結と考えられる。

ボストンは17世紀において学校維持の収入源として1636年の資金の寄贈、公有地、学校ランドからの収益、遺産収入、タウン公庫（town treasury）をもっていた。このうち土地収益は学校新設のための臨時経費であり教師の給与はタウンの公庫からの支弁であった。商業、交易の中心地としてのボストンは早くからタウンの公費負担制をとり入れていたのである。従ってボストンの学校維持の問題は他の公庫支出との関係、および無償化の形態である。

まず第一に公費の一部としての教育費はどのような位置をしめていたのであるか。1699年のタウン総会の記録には次のように示されている。

「行政委員は貧民対策、教師への支払い、タウンハウスの修理費およびその他の必要な経費のために800ポンドの税を計上するよう決議した。」⁽³¹⁾

このうちに教育費の占める比重は明らかではない。1750年のタウン総会記録では教育費削減の請願が出され、それが却下される経緯が記録されている。

「タウンがパブリックスクールの巨大な出費について検討を加えること、グラマースクール一校、書き方学校2校がタウンの子どもたちの教育にとって過大にすぎるとはならないかどうか決定するようとの請願が読まれた。」⁽³²⁾

請願は却下されたが、委員会が設置され、タウンの現状、出費激増の要因、その削減の方法が究明されることになった。委員会レポートの最初の項は次のように記されている。

「パブリックスクールの維持の経費は昨年度行政委員により計上された総額の3分の1をこえている。この経費は相当額にのぼり、学校数も法令の規定より多い。しかし子どもの教育は社会にとってきわめて重要である。当委員会はこの費目の削減という見地にはたかない。ただしタウンは児童を学校に就学させかつ教育費を支払う能力をもつ住民に対して合理的な額を査

定賦課しタウンの負担を軽減する義務を負わせる手段を講ずるよう検討すべきである。」⁽³³⁾

委員会の提案は採用されずタウン公費からの支出は1751年にも確認執行されている。（タウン公費4000ポンド、教師維持費670ポンド）こうしたタウンの公費からの支出がボストンの公共無償のタウンスクール存続の土台をなしていたのである。

第二には無償原則はいつごろから行なわれ、どのような公共性の保障となっていたのだろうか。ボストンのパブリックスクールが最初から授業料を課さない無償の学校であったかどうかは不明である。しかし1711年の記録にはそれが相当以前からの慣行であったことが示されている。

「本タウンのフリースクールの維持はすべてタウン住民の負担の下にあったし、現在もそうである。行政委員は通学している子どもの親または親権者が自らの教育経費を負担する義務を負う例が他のタウンに存在することを知らされている。そこで行政委員は児童を就学させている他タウンの住民にその就学にみあう教授料（accustomed recompence）を要求し、徴収すること、さらに毎年それらの入学者のリストを行政委員に提出することを教師に指示する。」⁽³⁴⁾

このような他地域からの入学者に対しては入学金（fees for “entrance”）、薪炭料（firing, fire-money）を取っていた。これらは原則としてボストン居住者からは取っていない。1751年には教師が住民の子弟から入学料をとることを禁止する決議がおこなわれていることからみて、教師は相当の期間慣例としてこれらの料金を徴収していたと思われる。

タウンの公費による維持が無償教育の前提であり、それが共通共同の教育としてのタウンスクールを支えていたことは疑いない。1678年のタウンコミティーは次のように述べている。

「わがフリースクールは貧富を問わずその利益にすべての住民があずかってきた。すなわちすべての子どもたちが学校で両親の境遇にもとずくいかなる差別もなく、平等の利益を享受し平等な位置（foting）に置かれている。しかしながら各人の能力、自然的な才能は全社会の将来の利益のために開発され改良されねばならない。」⁽³⁵⁾

ジャクソンの研究によればマサチューセッツ湾植民地のタウン記録では14のタウンで無償学校（free school）の用語が登場しているという⁽³⁶⁾。そのうち4つのタウンでは授業料以外によって教師の維持をはかるタウンの行動に関連して使われており、残りのタウンでは教師の維持が

授業料ないし寄付から公費 (general taxation) による維持に変わって始めて用いられている。従って無償学校の概念は授業料からの自由ということであるがその基礎は植民時代の後期に至って明らかに変化している。すなわち初期の慈恵的、貧民対策的なそれから、公的には貧富の差を問わない無償学校のそれへの変化である。すなわち公費からの支出を土台としてすべてのものに開かれた学校である。

IV 公共維持の構造

18世紀に入って一般化するタウンレイトによる学校維持はその発展につれて主体とその権限の変化をもたらした。まず1647年令における維持の主体と諸機関の権限関係をみることにしたい。

1647年令は維持の方法はタウンの任意にまかせたが、その具体化の責任を行政委員 (selectmen) に与えていた。元来マサチューセッツ湾植民会社と与えられた特許状 (charter) によれば一人の総督 (governor)、18人の補佐官、およびすべての社員 freemen=自由公民) を以て構成する議会 (the great and general court) に、役員を選挙する権限と法律命令を制定する権限が与えられていた。この議会の立法活動は土地の配分を始め港の埠頭、道路、渡し舟、公共用船舶、公共建造物等の建設など政治的な問題にとどまらず社会的経済的問題にまで及んだ。学校の建設もこの公法 (public law) の一環であったのである⁽³⁷⁾。

タウンの権利 (local government) は1636年に、議会の発する法令及び議会の権限に抵触しない限りにおいてという条件の下に認められたが、その公民資格は1631年の法令によって教会の構成員に限定されていた。タウンはクレミンも言う通り「政治的社会的宗教的目的の下に組織された家族の集合体⁽³⁸⁾」であった。その最高議決機関がタウン総会 (town meeting) であり、行政委員はその執行機関であった。

タウン住民の権利は1641年の Ecdy of Liberties, 1648年の Laws and liberties 等の権利法典で保護された。前者は100ヶ条から成る権利章典であり後者はそれを刑法、私法の面に広げたものである⁽³⁹⁾。Ecdy of Libertiesでは公民の権利として「タウンの福祉のために重要事項について法制定の権限をもつこと」(66条)と同時に行政委員の設置も認めている。74条では次のように明示されている。

「9人以内の範囲で国家の公法、命令に反しない限りにおいて書面による指示 (instruction) にもとづき、公

民は彼らの中から植民や重要事項について指令する人々を選出する権限をもつ。」⁽⁴⁰⁾

これらの selected persons が selectmen と呼ばれるようになり徐々にタウン総会と同等の機能を果し、権限を強化してくるのである。学校事務はタウンの重要事項の一つであったが、それは行政委員に委託されるタウン事務となった。タウン総会における教育事務は、(1)学校の設置、(2)教師の給与の維持の方法、(3)教師の選任、(4)学校建造物の設営、(5)学期等の内部問題の規制制定であったが、このうち(1)については47年令で義務化され、(5)は一部を除きタウンでは行動はとられていない。主要なものは教師の維持と選任であり、統制 (control) はこの両者を含む概念であった。後になって教師の維持は行政 (administration) として、教師の選任は監督 (supervision) として分化していく。

1647年令以後議会は4つの法令をだし、行政委員の学校統制権限を強化していく。1654年の法令では不品行、不信仰な教師の追放権を与え、1711年にはライティングスクールの教師資格付与権を与えている。さらに1692年の2つの法令では学校維持のための課税権と教師の給与決定権を認めている。このようにして行政委員は統制の主体としてその権限を強化していった。18世紀中葉から一般化する学校委員会はタウン内の区を基礎とした民衆の教育統制の機関であるが、それは前述の監督の系譜にたつ schol supervision の機能の独立化であった。

ボストンはタウン総会がどのタウンでも形がい化するなかで17世紀後半からタウン総会を基盤に民衆統制を強化していった。ボストンのタウンスクール制度は他のタウンと異り18世紀に入っても衰退することはなかった。それはボストンが経済的に発達した商業交易都市であり、タウン財政が豊かに発展していたことに依る。その維持構造の特徴をあげれば第一に全住民による維持額とその支払方法の決定への参加である。記録によれば1635年から1774年の約140年間に309回の給与審査が行なわれた。1750年までは3月のタウン総会でそれ以後は5月の総会で決定されたのであるが以下に示すようにそのうち行政委員が独自に行ったのは33回にすぎず、18世紀に入ってタウン総会での決定が圧倒的比重を占めている。

	タウン	行政委員
1644—1700	2	6
1701—1713	5	17
1714—1774	269	10 ⁽⁴¹⁾

特徴の第二は学校の新設要求とその具体化である。他のタウンでは一校のグラマースクールの設置さえもが困難であったのに対しボストンは二校のグラマースクー

表 1 マサチューセッツ教育制度の構造

	1650	1689
人口	14,037	48,529
世帯	c. 2,329	c. 8,088
教会	43	88
学校	11	23
カレッジ	1	1
新聞	1	2

(Cremin op. cit. p 238)

表 2 ポストンパブリックスクールの学校在籍者数

	グラマースクール (2校)	ライティングスクール (3校)	計
1738	約 180	約 315	595
1740	145	306	551
1745	164	498	662
1750	160	620	780
1755	153	606	759
1759	150	665	815
1765	166	742	908
1770	193	749	942
1772	189	734	923

(Seybolt, R.F. The public schools of colonial Boston p 64)

表 3 マサチューセッツ邦主要タウンに於ける学校維持形態の発達

タウン名および入殖又は公法団体化の年	維持に関する最初の記録 (年, 方法)	途中の変化 (年, 方法)	タウンレイトによる維持への変化	moving school, 又は divided school 設置の年
Boston 1630	1636 v. c.	1644 r. t. inc. 1650 r. ent. m.	1751	
Braintree 1634	1668 t. s., inc.	1681 r. t. inc. 1700 t. s. inc.	1716	1716 d. s.
Cambridge 1631	1638 t. c.		1692	
Dedham 1635	1644 c.	1651 t., s. 1685 r., t. 1691 t., s.	1694	1717 m. s.
Dorchester 1623	1639 inc.	1645 inc., c.	1651	
Duxbury 1632	1734 r.		1734	
Newbury 1635	1638 t., c.	1652 r. 1676 r., t. 1691 r., t., ent. f.	1697	1687 (d. s) 1691 (m. s) 1702 (m. s)
Plymouth 1620	1693 r.	1699 t., s. 1704 r. 1705 r., t., c.	1716	1696 (m. s) 1716 (d. s)
Salem 1626	1644 r. c.	1670 r. t. 1677 t. inc. 1734 r. inc. t.		1734 (d. s)
Watertown 1630	1650 t. s.	1667 r. 1681 r. t. 1686 t. s. 1690 r. c. 1693 r. t	1701	1701 (m. s)

〔注〕 c.=contribution, s=supply, m.s.=moving school, r.=rate, ent.m.=entry money, d.s=divided school. t.=tuition, ent.f.=entry fee, inc.=income.

ル、三校のライティングスクールを設置していた。18世紀におけるその在學生徒数の推移は表2の通りである。まずグラマースクールの設置の理由をみてみよう。1711年第二番目のグラマースクールの設置がタウン総会で検討の課題とされた。次はその報告である。

「法令で100家族以上のすべてのタウンが一つの学校設置が課されているのに2000家族をこえるタウンが一校で十分であると考えられているのは奇妙である。

(中略)教育はすべての人々によって遂行されるべき偉大かつ十全な利益であり、それが首尾よく遂行されればされる程人々の名誉と福祉は増進するのである。(中略)タウンの北部の人々は公費の相当の部分を負担しているが公益(public benefit)にあずかっていない。公共グラマースクールに100人以上の生徒が在学しているがタウンのこの部分から就学しているものはわずかにすぎない。遠隔地であることが児童の通学を妨げているのだ。そのため児童の教育のためにこの部分の人たちは私立グラマースクールの負担を負っている。」⁽⁴²⁾

他方ライティングスクールは、1684年、1708年、1719年にそれぞれ開設された3校がタウンで維持されていた。最初のライティングスクールはタウン総会において「タウン内の児童に書き方、計算を教授するための1校またはそれ以上のリースクールを構想し、設置する⁽⁴³⁾」ことが行政委員に訓令され、1683年タウンの投票で決定された。グラマースクールの入学資格は7歳以上で読むことのできるものであったから子どもたちはそれまでの間家庭及び私立の学校(読み方学校(reading school)——主婦の経営する学校でアルファベット、初歩的綴り、読み方、裁縫と編み物の初歩を教える。書き方学校(writing school)——より高度のもので男子の経営する学校で綴り、読み方、書き方、算数が教えられていた。)で教育を受けていた。この公立ライティングスクールの設置によってそれがどの程度緩和されたのか不明であるが、シーボルトは公立ライティングスクールの比重の増大を認めつつもお植民時代を通じて私立学校は公立学校入学のための準備の機関であったと評価している⁽⁴⁴⁾。

ボストンにおけるこのような公共維持の主体の権限の強化はなお注意深い分析を必要とするであろう。だが学校訪問の定期化から端を発したタウンへの報告制度、さらに、教師の能力、教養の審査のための委員会設置等教育の内部にまで民衆の学校統制は達するようになっていた。さらに注目すべきことはそれまで職権上これらの委員会への参加が認められていた牧師(minister)、行政委

員がすべて選挙制に変わり、文字通りタウンは住民の直接共同の学校統制と維持制度が確立されたのである。

19世紀の公共学校運動はこれらタウンの教育努力の直接的連続ではなく全く異った土台での再編と考えられるのであるが、それは改めて別機会にゆずりたい。

(指導教官 五十嵐 顕)

〔注〕

- (1) Merle Curti, *The Social Ideas of American Educator*. (1935) p. 4~5.
- (2) 大橋精夫「植民地時代におけるアメリカ教育の形成過程(1)『教育学研究』」p. 50.
- (3) Frank Tracy Carlton. *Economic Influences upon Educational Progress. 1820~1850*. p. 5.
- (4) 宮沢康人「アメリカ教育史像の再構成に向けて——60年代・70年代アメリカの教育史研究——」東京大学教育学部紀要第14号
- (5) Barnard Bailyn, *Education in the Forming of American Society*, (1960) p. 10.
- (6) E.P. Cubberley, *Public Education in the United States* (1919) pp. 18~19.
- (7) Bailyn, B., *op. cit.* pp. 14~15.
- (8) *ibid* p. 44.
- (9) *ibid* p. 110.
- (10) Lawrence A. Cremin, *American Education-The Colonial Experience 1607~1783*. pp. 192~193.
- (11) (Massachusetts school Law of 1642.), Sol. Cohen (ed) *Education in the United States A Documentary History*. vol. 1. p. 393.
- (12) Cremin, L. A., *op. cit.* p.125.
- (13) *ibid*, p. 122.
- (14) Merle Curti. *op. cit.* p. 4.
- (15) Sol Cohen *op. cit.* p. 394.
- (16) Walter Herbert Small, *Early New England Schools*. p. 6.
- (17) Cremin, L. A., *op. cit.* p. 181.
- (18) *ibid*, p. 181. 表1参照
- (19) Robert Francis Seybolt, *The Public schools of colonial Boston, 1635~1775*. p. 67.
- (20) (Seybolt, R.F., *Source Studies in American Colonial Education*, p. 100~102,) E.P. Cubberley *Readings in Public Education in the United States*. p. 91.
- (21) Small, W.H., *op. cit.* p. 36.
- (22) Massachusetts School Law of 1647. Sol Cohen *op. cit.* p. 394.
- (23) Harlan Updegraff, *The Origin of the Moving school in Massachusetts*, pp. 21~27 (Dedham Records, volⅢ. p. 105) George Leroy Jackson; *The Development of school support in colonial Massachusetts*, pp. 43~44.
- (24) *ibid*, p. 35. (Watertown town order for the year 1678)
- (25) *ibid*, p. 35. (Braintree Records)
- (26) *ibid*, p. 38 (Records of the town of Braintree, 9.)
- (27) *ibid* p. 39 (Records of the town of Braintree, 51)

- (29) *ibid* p. 45. (Dedham Records, vol III., 92)
- (30) *ibid* p. 46 (Dedham Records, vol V., 164)
- (31) Serybolt, R.F., *The Public Schools of Colonial Boston, 1635~1775.*
- (32) *ibid* p. 39 (Boston Records XIV, 162)
- (33) *ibid* p. 40 (Boston Records XIV, 192)
- (34) *ibid* p. 40. (Boston Records XI, 137)
- (35) *ibid* p. 42. (Boston Record., XXXI, 16.)
- (36) Jackson, *op. cit.*, p. 91.
- (37) バーナード・ベイリン, 田中和か子訳『アメリカ政治の起源』Ⅱ章
- (38) Cremin, *op. cit.*, P.226
- (39) 田中英夫『アメリカ法の歴史』上. pp. 46~47.
- (40) Henry Suzzallo, *The Rise of Local School Supervision in Massachusetts*, p. 23.
- (41) Seybolt, *op. cit.*, p. 43.
- (42) Small, *op. cit.*, pp. 35~36.
- (43) Seybolt, *op. cit.*, p.5 (Boston Records VII. 161)
- (44) Seybolt, *The Private Schools of Colonial Boston* p. 10.